

質疑応答（多面的機能の維持増進活動）

注）地域社会貢献活動の質疑応答ではありません。

Q 1	農業農村の有する多面的機能の維持増進活動とは、どのようなものですか。
-----	------------------------------------

A 1 農業農村の有する多面的機能の維持増進活動は、農地・用排水路及び農道等の農業用施設の管理を通じて洪水防止、環境や景観の保全等、様々な役割を維持向上するための活動です。

また、農地や農業用施設は、その多くが農業農村整備事業により整備されたのち、地域に引き継がれ、市町村、土地改良区、農業者等が維持管理にあたっていますが、洪水防止等の国土保全機能や景観形成のアメニティ機能等の維持増進を図るため、下記の事業等を展開し、地域の共有財産として地域住民はもとより都市住民等、様々な主体が参加して維持保全活動を行っています。

- 1 多面的機能支払制度
- 2 中山間地域等直接支払制度
- 3 水利施設管理強化事業
- 4 農業水利施設等を管理する土地改良区など施設管理者との管理協定や連携により行われる活動

Q 2	何故、地域貢献の評価項目を農業農村の有する多面的機能の維持増進活動としたのですか。
-----	---

A 2 道では、農業者はもとより地域住民など様々な参画を得て共同活動を行う多面的機能支払制度等の事業を地域振興施策として積極的に展開を図っているところであり、こうした事業等に企業が参加して行うボランティア活動や農業用施設に関し防災協定等に基づき行われる活動により、事業等が大きな広がりとなっていくことで、よりよい成果が期待できることから、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動を地域貢献の項目としました。

Q 3	多面的機能支払制度による活動で、地域で水路の補修を行う際、作業機械等が無いため地域で格安でリースをしましたが、この場合多面的機能の維持増進活動として認められるのですか。
-----	--

A 3 多面的機能の維持増進活動は、ボランティア活動を指しており、具体的な行動であることが必要となります。

ですから、地域のためにリース料を安くしたとしても、リース等の契約に基づく行為については、この様な活動では認められません。

しかし、機械はリースしたが、職員等が無償で作業を手伝ったり、現場での安全作業のための指導を行うなどのボランティア活動が含まれている場合は、当該団体等から証明が得られる内容と考えられます。

Q 4	土地改良区の用水路が、会社の近くを通過していたため、土地改良区と協議のうえ、水路用地の植栽と清掃を行っているが、こうした活動は認められるのですか。
-----	---

A 4 認められます。ただし、こうした活動が「取扱」で定められた事業等として位置づけられていることが必要です。

Q 5	当社では、職員のボランティア活動を推奨しており、NPO法人が行う活動に複数の職員が参加する形で、土地改良区が管理する施設に対し植栽活動・草刈り活動を行っていますが、こうした活動は認められるのですか。
-----	---

A 5 認められます。ただし、こうした活動が「取扱」で定められた事業等として位置づけられていることが必要です。

Q 6	農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する申告書の確認を受けようと思いますが、どこに提出すると良いのでしょうか。
-----	---

A 6 「北海道電子申請サービス」による電子申請が可能です。電子申請については下記を参照してください。
<https://www.harp.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=010000&shinseiFmtNo=Fa1300&shinseiEdaban=01>

なお、電子申請や紙による申告書の提出などについては、総合振興局（振興局）の調整課（農村振興課）の契約担当へ問い合わせ願います。

Q 7	維持増進活動は、当該年度を除く過去3か年度の活動とありますが、過去3か年度内に1回でも活動していれば良いのですか。 また、その活動を行った場所は北海道内であればどこでも良いのですか。
-----	--

A 7 新たな評価として項目に追加したことから平成21年度は、入札に参加する総合振興局又は振興局管内において過去3か年度に1回でも活動があった者に対して評価しましたが、地域貢献の主旨から、入札に参加する総合振興局又は振興局管内において過去3か年度内に継続的に活動しているものを評価対象としています。

Q 8	当社では、A土地改良区の用水路の草刈り作業に、S職員が4月に、T専務が6月に参加しました。このような場合は複数参加として認められるのでしょうか。
-----	--

A 8 同じ団体で同じ活動である場合は認められます。

このため、A土地改良区の用水路の草刈りにS職員が4月、B土地改良区の用水路の草刈りにT専務が6月に参加した場合は、同一活動に複数参加したとは認められません。

Q 9	地域貢献活動に対する総合振興局等の確認書の有効期限は。
-----	-----------------------------

A 9 地域貢献活動については、過去3か年度での活動を対象に評価することとしています。

なお、ご質問の確認書の有効期限は、当該入札年度のみ有効となります。

Q 10	当社では、休日ボランティア活動する職員に対し手当を支給していますが、この場合の活動は認められるのですか。
------	--

A 10 認められます。

Q 11	維持増進活動へのお礼として、活動組織から会社へ謝礼（金品等）が届きましたが、この場合は、ボランティア活動の対象となるのですか。
------	---

A 11 「取扱」で定められた事業等に対し無償で行った維持増進活動の場合に該当しますので、少額であっても謝金等を受け取った場合は該当しません。

ただし、活動組織から一律配布された茶菓や記念品等の場合は、謝金等に該当しません。

Q 12	土地改良区設立50周年記念行事で、長年のボランティア活動に対して、当土地改良区理事長から会社に対して金一封を贈呈しましたが、個別のボランティアに対してのものではないので、活動の証明は出せると考えていますが、よろしいですか。
------	---

A 12 認められます。

ただし、証明を出せる維持増進活動は、あくまで無償で行ったものを対象としていますので、証明発行するにあたっては、このことに留意してください。

Q 13	以前より、地元の土地改良区へは草刈りや水路の土砂上げに協力してきました。このような活動は、認められますか。
------	---

A13 今回の措置は、総合評価落札方式に係る地域貢献項目として新たに設定したものであり、農業用施設の維持増進のために道が認めた事業等に沿った活動のみに認めることとしております。

申告にあたっては、「取扱」で定められた事業等に沿って行われた活動であるかどうか、土地改良区や活動組織などの証明者に確認して申告してください。

Q14	個人所有の畑の法面が崩れていたため、ボランティアで法面に植樹をした活動は対象となるのですか。
------------	--

A14 個人に対する活動は対象とはなりません。

Q15	管内の企業と管外の企業が共同企業体を編成し、企業体として農業農村の有する多面的機能の維持増進活動をした場合、単体としての実績カウントとなるか。
------------	---

A15 企業としての活動は、その企業体のみの実績とします。構成員個々の単体企業の実績とはなりません。

よって、評価対象は、同一構成員で企業体を編成し、過去3か年度活動したものととなります。ただし、企業体の構成員が単体で当該総合振興局又は振興局管内において、地域活動しているものは対象となります。

Q16	企業としての活動は、複数の職員が参加した活動についてとなっていますが、会社を代表する立場にある役員が1名参加した場合は、複数と扱えますか。
------------	---

A16 扱えません。

複数とは、役職を問わず2名以上であることが必要です。

Q17	当社では、A土地改良区の用水路の草刈り作業に、S職員が会社を代表して一人で年数回参加していますが、このような場合は、企業活動と認められますか。
------------	---

A17 認められません。企業の活動は、役職を問わず複数の職員が参加したものを対象としています。

Q18	農業農村整備事業の周知のために、A土地改良区が行うPR活動（パネル展、体験コーナー。パンフレット配布など）に対し無償で協力した場合は該当となりますか。
------------	---

A18 認められません。農業農村の有する多面的機能の維持増進活動とは、農地・用排水路及び農道等の農業用施設の管理を通じて洪水防止、環境や景観の保全等、様々な役割を維持向上するための活動です。ですから、農業用施設の管理の維持向上に直接関連しない場合は対象外となります。

Q19	〇〇市長から弊社が行った用水施設の維持増進活動に対する感謝状が贈呈されたので、申告書に感謝状の写しを添えて提出しようと思いますが証明者の押印は必要なのでしょうか。
------------	---

A19 必ずしも必要とは限りません。その場合、感謝状に公印が押印されていて活動内容の記述があり、内容が確認できるものであることが必要です。

Q20	弊社は地域環境に関心があり、5年前から弊社が工事を請け負った近自然工法を採用した排水路において、施工後の効果が発揮されているかモニタリングやフォローアップを行い、生態系や環境に対する保全活動をしています。また、魚や昆虫のモニタリングは近くの小学生の課外授業に合わせて行っています。これらの活動内容については弊社のホームページや幾つかの冊子に掲載もされています。ですが、あくまで弊社独自の活動であるため、このような場合は地域貢献として認められるのでしょうか。
------------	--

A20 活動内容がホームページや冊子に掲載されているなどから広く認知されていると思われ、その活動は当然施設管理者の協力があって成り立つものであることから施設管理者とも連携していると判断できます。

ただし、施設が土地改良区などの施設管理者が管理するものであること、ホームページや冊子の発行日などから場所や期間、活動内容が分かる場合に限りです。